

## 第8回個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成19年12月4日（火） 10：30～

場 所：県庁選挙管理委員会室

参集者：倉岡委員、金澤委員、菊地委員、寒河江委員、  
津志田委員、

### 【開会】

### 【倉岡会長あいさつ】

（要旨）今日の議題は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について、ということになかなか難しい問題だと思います。先月、新聞報道がなされているように、住基ネットの訴訟が継続しており、大阪高裁では違憲判決も出ていますが、来年の2月には最高裁で口頭弁論を開くということで、違憲判決が見直されると思います。そうなれば状況がだいぶ変わってくると感じています。難しい問題で短時間ではありますが、慎重に審議していただければと思います。よろしくお願いします。

### 【事務局紹介】

### 【協議】

（1）住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について（諮問）  
（説明：事務局）

### （発言内容）

倉岡会長 今日審議は、資料3の3、4ページにある事務を条例で定めることについての意見ということになると思いますが、それについて各委員の方から御意見をいただきたいと思っております。その前に、この14事務を選択されたことや住基法の目的の①住民の利便の増進、②行政の合理化とあることについて、もう少し各委員に分かるように御説明いただければ今後意見交換しやすいと思っております。

事務局 資料にあるとおり、これら14事務につきましては、東北各県の状況、全国の状況を見るとすでに実施されているということと、住基ネットが平成14年8月に稼働しており、それから約5年になること。全国的には会長のあいさつにもあったとおり、いろいろ訴訟も起こされています。あるいはシステムの安全性がいろいろ言われていますが、国の方にお聞きしても訴訟になっているような問題点はないということで、すでに各県は導入していること。特に東北においてはだいぶ導入済みであるということもあります。また、ちょうど5年たち県のシステムのリース期間が終了し、今年度機器の更新時期にあたり、来年度から新たな機器を導入することとなっています。県としては、システムを有効に使いたい、費用対効果を考えても有効に使いたいということで、各部局に照会したところです。

各部局の照会にあたっては、全国で実施している事務を資料として添付しています。

特に、税関係の事務については12都県がすでに実施しており、かなり効果も見込めます。処理件数がかかなり多いというものがある一方、利用件数がそんなにない事務も含まれていますが、全国的に実施している事務ということで各部局でも判断の基準になっています。

今年度から県でも電子申請を導入し、住民がわざわざ役場に足を運ばなくてもよくなるような時代がどんどん進んでいく中で、今現在利用件数が高そんなにないとしても、今後の展開を考えたときにはなるべく間口を広げたいという考えもあります。各部局でシステムの使い方を実際見ていただいたり、住民の利便性向上という観点で選定させていただきました。

倉岡会長

まず御質問ございますか。

金澤委員

非常に初歩的なことですが、この事務を仮に認めたとしてもネットワークが使えるというだけで、従来どおり申請したい人は、住民票の写し等を添付できますか。

事務局

ここに挙がっている住民の方が申請する事務については、住民票の添付が不要になるということです。仮に御本人が「私は住民票をつけたいんだ」ということになれば、それはそれで構いません。

金澤委員

そうすると「便利だよ」ということを相当アピールしないと、利便性はわからないと思います。わざわざ役場に行くのが嫌だという人にとっては便利なものかもしれないけれども、別に何の苦もないという人にとっては、あまり利便性のアピールにならないかな、というのが1点。また、もしこういう事務ができたとしても、あまり使う人がいないと行政側としては合理化が進まないのではないかと、という点についてはどうですか。

事務局

システムを運用して5年経過していく中で、パスポートの申請が年間25,000件程度あるものの、全体の事務を通して平均すれば全県民1人が1年に1件くらいかもしれません。ただし、今後の社会の進展を考えた場合、便利なものなのでまずは導入したいと考えています。周知期間も3ヶ月あり、「県民のあゆみ」等いろいろな媒体を通じ周知してまいります。

金澤委員

費用対効果について、将来はコストが下がればよいということで提案されていると思いますが、これまでどれくらいコストがかかって、将来どれくらいコストが下がるのかという試算があれば教えてください。

事務局

年間、機器のリース料で3,500万円程度かかっており、効果については住民票を省略できる部分や市町村の事務量が減る部分等を考えますと、平成18年度実績ベースの試算で1,000万円程度の効果はあると考えています。事務が拡大していけば効果も費用に近づいていくものと考えています。

菊地委員

意向調査をして、それぞれの各課から挙がってきたもので、このリストに載らなかったのはどのような事務ですか。

事務局

代表的なものとして、高等学校の奨学金の貸付事務では、住所や本人だけではなく、世帯構成や続柄を確認するため、住民票の添付を求めています。住基ネットで確認できるのは氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード等に限られており、世帯主、世帯構成、続柄等は確認できません。住基ネットで確認できない項目を活用している事務については、当課から確認できないことを伝え、手を下げてもらっています。

寒河江委員

捕捉率を高めるものが行政の合理化ということで出てきていますが、実際やってみて、

例えば奨学金を返還してもらえるのでしょうか。要するに、返せる人は意思があれば返すのであって、あまり意思がないと住所がわかって催促しても、なかなか分かってくれないのではないですか。

事務局 税や奨学金の返納等の事務が入っていますが、行政としてそういう人は捕捉しなくてよいかというと、そういうことではなく、今現在も督促状なりをお出しすると届かず、返戻されます。それをまとめて役場に照会しているという事務を省力化するという事です。結果的に捕捉率が上がればいいですが、今お諮りしているのは効率の部分です。

寒河江委員 よその県でどうしてやらない事務があるのですか。

事務局 税以外の債権回収は広島県や東京都が19年度から開始しています。東北各県からは、「庁内に照会する際、すでに他県で実施している事務を添付しているが、照会当時は広島や東京で実施している債権回収の事務はないので、担当課から利用がなかった」と聞いています。このように他県で実施している事務があれば、新たにリスト化されるので、徐々に広がっていくものと考えられます。

事務局 今現在、条例化しているのは14都県あり、本県は15番目と早い方の導入になりますが、検討中としている県が17県あり、そこでも出てくる可能性はあると思われれます。

津志田委員 確認ですが、住基ネットでは全国を対象に検索できるのですか。山形県だけなのか。

事務局 県内については分かりますが、県外については把握できません。県外転出者については、システム上は最終の市町村が出てくるので、その市町村にあたることになります。

事務局 条例で定める事務なので山形県民に限られています。県外転出者については、これまでどおり住民票の公用請求で対応することになります。

津志田委員 本来は全国民の住所が分かる仕組みであるのに、それを活用できないということですね。

事務局 委員がおっしゃられたとおり、各都道府県住基ネット担当者会議等で地方税の徴収に関する事務等については法律で規定して全国民を検索できるようにして欲しいという要望が多々出ているところです。ただし、総務省としてはまず全国で条例化することで機運を盛り上げて対応していきたいということを聞いています。

参考ですが、自動車税の転居先調査において、返戻されたものの約2割については県外への移動で、これまでどおり市町村役場へ公用請求することとなりますが、約8割が県内移動になっていますので行政の効率化が図られるものと考えています。

倉岡会長 もともと住民基本台帳法ができたときにプライバシー、自己情報コントロール権等いろいろな議論があり、また、住民票コードを削除してくれというような訴訟もだいぶ起きており、高裁段階でも判断が分かれているところですが、来年早々、最高裁で口頭弁論を開くということなので、たぶん合憲だという判断になるのではないかと思います。

このような状況の中で、訴訟等あるのでこれまで他の都道府県についても事務の拡大については慎重にしていたのかなと思います。ただ、先ほど事務局からもありましたように、ある程度期間も経っており、住民側の利便性も高められるということで、事務を拡大するという動きが各都道府県からも出てきているのかなという感じはしています。3番目の県税の徴収について、現在は実際どのようになっており、住基ネットを利用することによりどうなるのかについて説明してください。

- 事務局 県税については自動車税が一番多く、5月に納税通知書をお送りしており、年度により異なりますが、約2,400件が戻ってきています。これらの転居先確認については、納税通知書を送付した時点での市町村に照会し、住民票等を送付いただいています。例えば村山総合支庁管内では約800件あり、その分の住民票等をいただいています。
- 倉岡会長 時期等も決まっているのですか。事務が集中する等ありますか。
- 事務局 返戻された分の課税については、7月に納期限を変更して再度納税通知書を送付しています。返戻されてくる5月末くらいから1ヶ月くらいで住所調査を完了しなければならないという厳しい日程にあるので、苦勞しています。市町村への照会も集中しています。
- 事務局 短期間に市町村への照会が集中していますが、住基ネットの活用により、県職員がすぐ住所を把握できるとともに、市町村職員にとっても住民票等を交付する手間がだいぶ削減されるので行政の合理化につながると考えています。
- 倉岡会長 条例で定める方向としてはいいですか。内容は後で検討するとして。
- 寒河江委員 方向としてはこれでいいと思いますが、住民の利便の増進という方向であれば良いですが、行政の合理化という面が強くなっている気がします。だとすれば、一概に拡大を認めるわけにはいかないという気もしますが。
- 菊地委員 寒河江委員がおっしゃられるように、どこに逃げても県内であれば債権回収というか通知が行くわけで、こういう時代に、ある住民にとってはつらいことになるだろうと思います。ただ、納税義務は義務なので、義務を果たしている人から見れば、県民として義務を果たさなければならないので、やむを得ないと思います。
- 金澤委員 若干危惧は感じますが、先ほどの説明を聞くと、ある程度合理化も必要なのかなという気もします。資料の「住民の利便の増進」と「行政の合理化」の関係で、「住民の利便の増進」にだけマルが付いているとか、逆に「行政の合理化」にだけマルが付いているのをもう少し説明していただけたらと思います。先ほどの県税については両方にマルが付いていてなるほどと思うケースです。どちらかにしかマルが付いていないのはどういうケースですか。
- 事務局 例えば、1番の県吏員の恩給等に関する条例による恩給の審査についてですが、共済組合が発足する前の方が対象なので現在の受給者は約20名となっています。その中でお亡くなりになる方もおり、届出しなければいけないが、届出がされないと年金が過払いされる状況にあります。住基ネットの活用により過払いを防止でき、行政の合理化という側面もありますが、どちらかといえば年金を支給する際の市町村長の証明が不要になるということで「住民の利便の増進」にマルを付けています。
- 分かりやすい例で、5番、6番については登録に関する事務ですが、これまで申請時に必ず住民票の写しを添付しなければならないが、これを県民の方々が省略できるということで「住民の利便の増進」と整理させていただいています。なぜ「行政の合理化」にマルがつかないかということ、確認事務については紙ベースであるか、住基ネットの端末で確認するかということ行政側の事務としてはあまり変わらないためです。
- 7、8、11、12、13番の奨学金等の債権回収事務については、転居先を調べる際にこれまでは紙ベースで市役所とやりとりして情報を得ていた部分を、県庁・総合支庁にしながら転居先が確認できるという意味で「行政の合理化」と整理させていただ

ています。転居先調査の事務については、しっかり払っている方もいるので公平性の観点から、住基ネットを使うかどうかにかかわらず、しっかりしていかなければならない事務と認識しています。

津志田委員 住基法の目的では住民の利便の増進と行政の合理化とありますが、財政うんぬんを考えると合理化というのは考えざるを得ないのかなと。また、先ほどの公平性のことも考えると、ちょっと行政の合理化にウエイトがかかってもいいのかなと感じます。

倉岡会長 他で条例を制定しているのは14県ということであり、その他17県でも検討中であるということで、全国的な傾向からしても条例で制定するという方向性で検討するというところでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

倉岡会長 では、そのように審議会としては考えることとします。また、事務局から1番から14番までの事務で提案があったわけですが、他のところでやっていないとか、そういったことも含めてどこまで拡大するか御意見をお伺いしたいと思います。

寒河江委員 また水掛け論になるかもしれませんが、7番の母子寡婦福祉資金の償還未納者等の転居先調査については200件くらいあり、だいぶ多い感じがします。経済的事情で厳しいのではないかという気がします。むしろ貸付でなくてもよいのではないかと、本来そうあるべきなのではないかと思います。だからといって、金を返さなくともいいのかというところという訳にもいかないということではと思いますが、若干時期が早いのかな。人数的にも多い訳ですが。

倉岡会長 他の県でもあまり入れていないようですが、件数も山形でこれくらいあるということは他でもあるような気がしますが、広島だけというのは理由があるのですか。

事務局 この件については約200件ということで、金額ベースでは1億9千万円くらいの未償還金があります。鋭意、行政として努力しているところですが、転居先調査に手間ひまをかけるよりは、早く相手方の転居先を調べてお話しする方に力をさきたいという思いがあり、提案させていただいているものです。この点をお含みいただき御検討いただきたいと思います。

事務局 住基ネットを利用するかどうか御検討いただいておりますが、これらの事務は現在も市町村へ住民票を公用請求し、住所を調べて滞納者へ通知されています。住基ネットにより調べる手段をどうにかしようということで、滞納先に通知されたり、されなかったりというわけではないので御留意いただければと思います。調べる手段が合理化されるというものです。

事務局 母子寡婦福祉資金の約200件という件数ですが、基本的に1件の貸付に、借主がお母さんだとしたら、お子さんの教育費の場合だと連帯借受人ということでお子さんの方も申請をしていただくこととなります。それに付け加え、連帯保証人ということで第三者の方に契約していただくこととなりますが、1件の貸付に対し、基本的に3件の転居先調査が出てくるため、それくらいの件数にはなってしまいます。

(寒河江委員 都合により退席)

金澤委員 必要性については理解できますが、2番の事務とか年間処理件数が不明ということで、見込みが分からないということだと思いますが、費用対効果や実績に基づいてという先ほどの説明によれば、不明というのは論拠が不十分な気がします。

事務局 現在のところ見込めないというものです。2番の事務は、警察に告発する場合が生じたときということで、不明という表現がいいかどうか分かりませんが、見込みがたてられないという意味での不明ということです。4番の産廃についても、実際に過去に発生していないということがあります、不明という形で整理させていただいているものです。年間数件、まれな例でも、あるものについては具体的な件数を約という数字で書かせていただいています。

金澤委員 不明なんだけれども特に合理化の度合いが大きいとか、そういうことですか。  
事務局 合理化の度合いは不明ですが、そういった場合に備えて利用事務として位置づけさせていただきたいという提案です。

金澤委員 県民の皆さんに御理解いただくときに「よく分からないけれども、もしこういう場合があったら便利ですよ」と言いやすい気はするが、「分からないけれども行政が合理化するから」というのは説得の材料として少し弱い気がします。

事務局 犯則事件の際に市役所のやりとりを経ずしてすぐ準備に着手できるという意味では備えということですよ。

倉岡会長 東北の各県において大体重複しているところがありますが、さっき言った母子家庭の問題とか、件数は非常に少ないようですが教育委員会関係とか、積極的に捕捉するというのではなくて、手続は同じだが、各市町村からの住民票の取り寄せとか、今まで十分機能していないところを円滑に機能させようということですので、このシステムにより強権的になるということではないと思います。まあ、そういう感じは受けますが。

あくまでも今問題になっているのは、住民票コードが他のところで利用されたり、あとは安全性の問題等一番心配なところですから、山形県としてもきちっとしていただくと。他の県よりも安全にさせていただくというようなことをやっていただければ心配はないんだろうと思いますが。それで、方向性としては条例でこのような事務を定めるということで委員の全員の意見と言うことでよろしいかと思いますが、1から14までの内容についても事務局提案のとおり定めていただくということでもよろしいですか。

各委員 はい。

倉岡会長 では、事務局提案のとおりで条例を提案していただくと。ただ、安全管理については十分に、セキュリティ確保については最大の配慮をしていただくということをお願いしたいと思います。今後、答申書の内容については事務局と私の方でつめさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

倉岡会長 どうもありがとうございました。その他の審議事項ということで、事務局から何かありますか。

事務局 ございませぬ。

倉岡会長 各委員の方から何かありますか。なければ本日の審議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

【終了】 11時35分